福岡市女性活躍推進会議設置要綱

(名称)

第1条 本会は、福岡市女性活躍推進会議(以下「推進会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年9月4日法律第64号)第23条の規定に基づき設置し、本市における女性活躍の取組を企業、経済団体、行政が一体となり、効果的かつ円滑に推進することを目的とする。

(所掌事務)

- 第3条 推進会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。
- (1) 女性活躍の推進に有用な情報の共有及び発信
- (2) 企業や構成団体の女性活躍の取組の促進
- (3) その他会議の目的達成に必要と認められること

(構成)

- 第4条 推進会議は、国及び地域公共団体の機関の者並びに、次の各号に掲げる者を委員と し構成する。
- (1) 女性の活躍推進に賛同する企業, 団体等
- (2) 地域の経済団体等、女性の活躍推進に連携が必要な団体等
- 2 第1項に掲げるもののほか、必要と認めるものをオブザーバーとすることができる。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(座長)

- 第6条 推進会議に座長を置き、座長は、委員の互選により定める。
- 2 座長に事故があるとき、又は、座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(推進会議)

- 第7条 推進会議は座長が招集し、座長がその議長となる。
- 2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 推進会議は、原則としてこれを公開する。

(事務局)

第8条 推進会議に関する事務は、市民局男女共同参画部女性活躍推進課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月13日から施行する。